

令和 4 年 2 月

古紙回収について

紙類は大切な資源です。

令和 2 年 4 月から古紙回収については自治会等の団体が集団回収する場合を除いて、可燃ごみとして排出するか、リクエスト収集により回収してまいりました。

しかしながら、昨年、自治会長各位にアンケートを実施したところ、古紙回収のあり方について、たくさんのご意見・ご要望をいただきました。

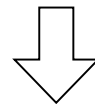
アンケート結果を踏まえ、紙資源の回収方法について、次のとおり運用することになりましたのでご理解とご協力をお願いします。

古紙を回収する団体がある場合

今まで通りの運用を継続してください。団体は、古紙売払代金の収入とあわせて御所市から助成金を受けることができます。

古紙を回収する団体がない場合

自治会長の要請を受けてクリーンセンターが古紙回収を行います。
ただし、古紙売払代金の収入と御所市からの助成金はありません。



クリーンセンターと自治会長が協議し、収集日、収集コース、収集場所を決定します。自治会長は、決定事項を住民のみなさんに周知してください。

- ※ 収集は 2 か月に 1 回程度とします。
- ※ 集積所は 2 トン収集車が走行するコースとしてください。2 トン収集車が走行できない場合は、個別のリクエスト回収で行います。
- ※ 古紙を回収する団体を設立するなど、独自に古紙の売払いを行う場合は、クリーンセンターにご連絡ください。
- ※ 収集できるものは、書籍、雑誌、古新聞、段ボールです。種類ごとに束ねて、紐で縛って排出してください。

●お問い合わせ

御所市クリーンセンター（環境業務課） TEL 0745-66-2539